

地域生活支援拠点事業加算

(別紙)

機能	加算種類	加算単位	内容	サービス種類	運営規定記載
相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回 (月4回を限度)	緊急に支援が必要な事態が生じた障がい者等に対し、本人又は家族等からの要請に基づき速やかに短期入所を利用するため、必要な情報の提供及び利用に関する調整を行った場合	計画相談支援 障害児相談支援	○
緊急時の受入・対応	地域生活支援拠点登録に係る加算	100単位/日 (利用開始日のみ)	地域生活支援拠点等と位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合 (緊急時の受入に限らない)	短期入所	○
	緊急短期入所受入加算 (Ⅰ)	180単位/日 (福祉型)	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、短期入所を緊急に行った場合に、当該緊急利用者のみに対して加算 初日から起算して7日を限度(やむを得ない事情の場合は14日) ※拠点登録の有無は問わない	短期入所	×
	緊急短期入所受入加算 (Ⅱ)	270単位/日 (医療型)			
	定員超過特例加算	50単位/日	「緊急時」という局面を勘案して定員を超えて受け入れた場合は、期間を区切った上で、特例的に加算可能(当該期間は定員超過減算は行わない) ※10日を限度とする ※拠点登録の有無は問わない		
	緊急時対応加算	100単位/回 (月2回を限度) +50単位/回 (地域生活支援拠点等の場合)	居宅介護計画に位置づけられていない居宅介護を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に対応を行った場合	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	
緊急時支援加算(Ⅰ)	711単位/日 +50単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)	緊急時本人等の要請を受けて訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合	自立生活援助	○	
緊急時支援費(Ⅰ)	712単位/日 +50単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)	緊急時本人等の要請を受けて訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合	地域定着支援		
体験の機会・場	障害福祉サービスの体験利用加算	500単位/日 (初日～5日目まで) 250単位/日 (6日目～15日目まで)	障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合	地域移行支援	○
	障害福祉サービスの体験利用支援加算	+50単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)	指定障害者支援施設利用者が施設内の日中系サービスを利用している利用者が地域移行支援事業を使って地域の障害福祉サービスの体験的な利用を行った際に、情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議等を行った場合	生活介護 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 就労移行 就労継続A型、B型	○

	体験宿泊支援加算	120単位/日 <small>(地域生活支援拠点等の場合)</small>	利用者が施設入所支援を利用中であるとき、施設入所支援を提供している事業者が体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合	施設入所支援	○
	体験宿泊加算(Ⅰ)	300単位/日 +50単位/日 <small>(地域生活支援拠点等の場合)</small>	単身での生活を希望している利用者に対して、単身生活に向けた課題、目標、期間等を位置付けた地域移行支援計画を作成し、体験的な宿泊支援を行った場合、体験宿泊加算を算定できる。(15日を限度とする)	地域移行支援	○
	体験宿泊加算(Ⅱ)	700単位/日 +50単位/日 <small>(地域生活支援拠点等の場合)</small>			
専門的人材の確保・育成	重度障害者支援加算	体制加算 7単位/日	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしておき、かつ、支援計画シート等を作成し、強度行動障害のあるサービスの提供を行った場合 ※拠点登録の有無は問わない	生活介護 (障害者支援施設が行う生活介護を除く)	×
		個人加算 180単位/日	実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害のある者に個別の支援を行った場合(体制加算に加え、研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算可能) ※拠点登録の有無は問わない		
地域の体制づくり	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/月 (月1回)	支援困難事例の課題共有を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。支援困難な計画相談支援対象障害者等に対して、相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者に対してサービスを提供する事業者3者以上と、会議により情報共有や支援内容を検討し、在宅での療養又は地域での生活に必要な説明、指導、支援等を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、自立支援協議会運営会議に「地域体制強化共同支援記録書」により報告を行った場合に加算する。 ※1 会議を開催する場合は、事前に障害者相談支援センターへ相談をする。 ※2 その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については相談支援事業所が負担することが望ましい。 ※3 作成した記録書は5年間保存するとともに、市長等からの求めがあった場合は提出しなければならない。 (2022年度事業者ハンドブックP1096~1097参照)	計画相談支援 障害児相談支援	○